

公 告 第 272 号

組合規約の一部変更について

山昭健康保険組合規約第4条の一部を、下記のとおり、変更しますので、
公告します。

令和元年7月19日

山 昭 健康保険組合

理事長 浅 見 利 幸

記

山昭健康保険組合規約の一部を次のように改正する。

(設立事業所の名称及び所在地)

第4条中「30. 株式会社ヤマモトエレクトロニクス 埼玉県行田市」を削る。

(附 則)

(施行期日)

この規約は平成31年3月1日から施行する。